

三重県	合計	241680	100300	4185	7312	4863	3552	3534	3142	77707
	最大値	47923	41570	1156	2048	1121	701	660	667	22868
滋賀県	合計	119136	34922	1403	3744	2841	1937	1985	1768	20908
	最大値	45833	9968	626	1250	1161	809	642	577	4051
京都府	合計	139910	16368	2038	5593	4007	3165	2804	2810	59630
	最大値	27315	9601	442	1007	738	518	473	476	10033
大阪府	合計	484666	235364	7234	18824	13260	9230	8925	11438	222932
	最大値	121719	104179	2271	5377	3277	2172	2272	3825	64335
兵庫県	合計	549709	210415	8224	18965	12958	8901	9310	8657	214752
	最大値	80608	59107	1220	3067	2469	1514	1476	1332	34675
奈良県	合計	145002	62516	1937	4644	3528	2592	2267	1997	42488
	最大値	59647	52886	824	1831	1440	1058	854	774	16750
和歌山県	合計	127807	16881	2573	5222	3327	2424	2272	2312	62717
	最大値	74613	7184	1360	3236	1997	1469	1329	1312	39955
鳥取県	合計	28578	13842	588	1048	705	476	613	464	10910
	最大値	2777	2131	84	127	68	50	76	62	1404
島根県	合計	75759	35420	1939	4200	2463	1667	1858	2083	47630
	最大値	11462	8827	634	1195	708	444	549	597	14150
岡山県	合計	312531	56997	6788	13651	8616	5812	5651	6138	170766
	最大値	106591	15223	2047	4765	3303	2283	2031	1905	76130
広島県	合計	381112	228310	8556	16226	9949	6742	6468	6837	173747
	最大値	165763	141989	3385	7037	4451	3171	2812	2918	70920
山口県	合計	224245	89536	4519	8884	5499	3825	3922	3752	92964
	最大値	55251	19920	1432	2333	1584	1081	1028	1037	29569
徳島県	合計	124974	39059	3653	6196	3059	2191	2322	2216	56432
	最大値	48453	12121	1445	2626	1193	776	814	871	24825
香川県	合計	151089	35692	3303	5714	3433	2123	2248	2277	69093
	最大値	61428	6869	1312	2195	1493	936	969	1048	30838
愛媛県	合計	255467	62080	4820	10400	5906	4061	4522	5015	101161
	最大値	77581	6659	1299	4105	1738	1095	1330	1373	38054
高知県	合計	82808	47442	1226	2923	1682	1115	1336	1327	32865
	最大値	14695	13914	146	527	354	204	232	260	5471
福岡県	合計	251205	55903	7849	12495	6653	4316	4490	4534	139700
	最大値	35226	11984	1004	1410	882	535	520	555	21000
佐賀県	合計	161366	36300	2746	4702	2309	1634	1656	1566	52415
	最大値	83692	11349	767	1328	563	486	433	351	21792
長崎県	合計	173747	105101	4981	8330	4456	2973	3061	2943	89902
	最大値	50531	44315	842	2083	972	657	785	877	22513
熊本県	合計	148368	61646	3714	6489	3408	2364	2435	2324	79942
	最大値	22821	15187	639	1071	496	349	395	347	13806
大分県	合計	194332	95864	5104	8626	5237	3508	3435	3448	103605
	最大値	64766	55169	1631	2853	1725	1166	1039	1183	35626
宮崎県	合計	193416	77767	4902	7301	4232	3078	3053	3237	87164
	最大値	50529	23191	1314	1915	1217	899	728	778	20621
鹿児島県	合計	275885	182033	9307	14234	6580	4636	5206	4756	134809
	最大値	90537	76747	2633	4290	2119	1456	1672	1620	49467
沖縄県	合計	106397	25434	1314	4279	2802	1867	2012	1840	49028
	最大値	27207	8853	229	799	463	271	307	301	8557
全体	合計	1376190	4482471	212403	469072	315291	222598	226692	244386	5056869
	最大値	355800	144950	4410	11884	7925	5664	5906	11624	117714

\*申請者数は、平成11年10月の要介護認定申請以降、平成13年10月31日までの延べ申請者数

\*\*最大値とは、1市町村あたりの人数が最も多い市町村の人数

## 2) 介護保険課の構成

地域福祉権利擁護事業に関わる介護保険課の構成は、以下のように、10名以上が最も多く、比較的部署としては、大きいことがわかった。

表 3.1.2 介護保険課の構成人数

構成人数	自治体数
10人以上	251
9人	80
8人	91
7人	104
6人	153
5人	199
4人	231
3人	216
2人	180
1人	97
不明	165
合計	1767

### 第3節 介護保険担当課の「地域福祉権利擁護事業」の認知度および情報入手経路

#### 1) 周知度

「地域福祉権利擁護事業」という名称を聞いたことがありますかという質問に関して、「はい」と回答したのが1562 (88.4%)、「いいえ」と回答したのが200 (11.3%)であった。

ほぼ、8割を超える自治体が、「地域福祉権利擁護事業」という名称を知っていたが、一方、まだ1割近い自治体が「地域福祉権利擁護事業」という名前さえも知らない状況であることがわかった。

N=1,762

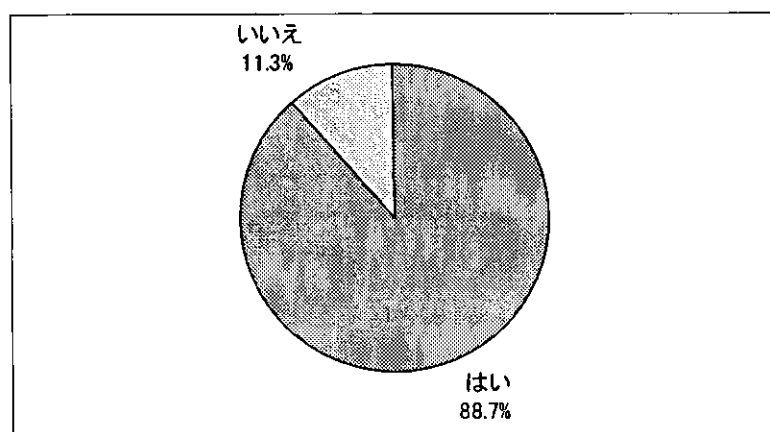


図 3.3.1 「地域福祉権利擁護事業」の周知度

2) 「地域福祉権利擁護事業」という名称を知ったきっかけ

市町村の介護保険担当課は、「地域福祉権利擁護事業」に関する情報を都道府県及び地域の社会福祉協議会等の資料等から得ることが多い事がわかった。しかし、この他に、さまざまな情報入手経路もあることがわかった。とくに今回の調査の実施により、「地域福祉権利擁護事業」の存在を知った自治体も少なくはないことがわかった。

表 3.3.1 「地域福祉権利擁護事業」という名称を知ったきっかけ\_その他の内容

名称を知ったきっかけ_その他(内容)	N
都道府県より(会議、研修、資料等)	110
パンフレット	63
雑誌・書籍・本・文書・情報誌等	58
今回の実態調査	56
県からの通知、文書、パンフレット、資料	34
全国介護保険担当者会議資料、雑誌、研修など	29
通知・通達・官報・公文書等行政文書	29
社会福祉協議会	24
町社会福祉協議会より	22
新聞等	22
国(厚生労働省)より(会議、研修、資料等)	22
各種研修・公演	17
県社会福祉協議会の文書、パンフレット、資料	14
仕事上の情報の中で	12
介護保険事業計画についての会議等	12
市社協からの情報提供	11
民生委員等の会議、資料、説明等	9
市町村担当者会議の中で	9
福祉関係の本、雑誌、情報誌	8
その他の説明会	8
不明	7
ケアマネージャー関連から	7
インターネット(WAM NET等)	6
報道・マスコミ	5
保健所等連絡会	5
福祉自治体ユニットによる研修会	5
成年後見制度の関係	4
社会福祉士会より	4
以前から知っていた	4
福祉関連研修会	3
福祉関係の会議で	3
独学	2
他市町村より	2
説明資料を見た	2
法律	1
自治労	1
事業概要一覧表により	1
事業の推進に参画した	1
合計	632

### 3) 「地域福祉権利擁護事業」の情報入手経路

具体的に、「地域福祉権利擁護事業」という名称を初めて聞いたきっかけには、「職場の同僚などから聞いた」が442件、「都道府県社会福祉協議会による説明会で聞いた」が223件、「市区町村社会福祉協議会による説明会で聞いた」が244件、「その他」が719件で、個人的に情報入手が行なわれることが最も多く、公的には、都道府県社会福祉協議会の広報活動から情報を得ていた。

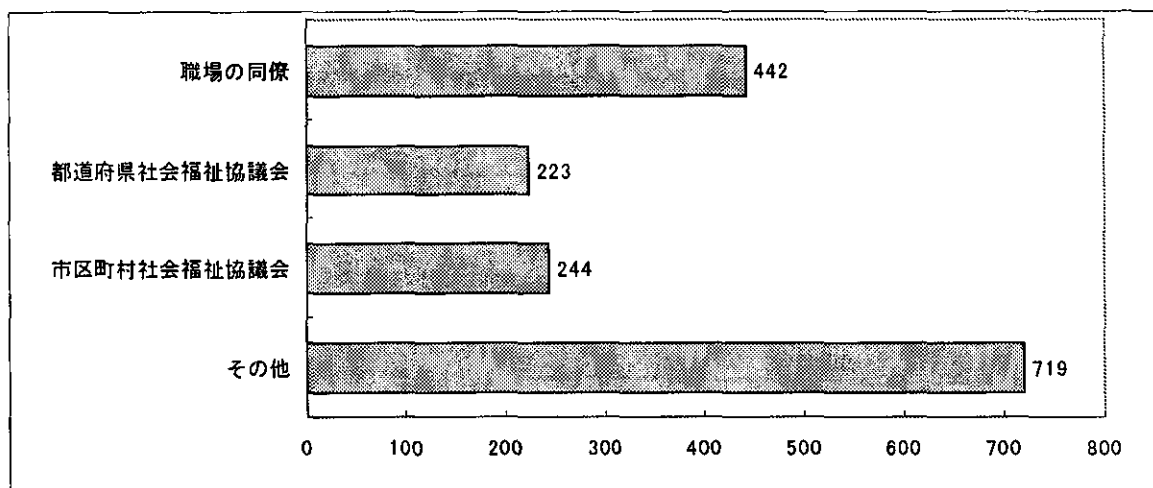


図 3.3.2 「地域福祉権利擁護事業」という名称を初めて聞いたきっかけ

### 4) 地域福祉権利擁護事業の説明会に対する参加

地域福祉権利擁護事業の説明会に対する参加に関しては、「都道府県社会福祉協議会が主催した説明会に参加したことがある」が260件、「市区町村社会福祉協議会が主催した説明会に参加したことがある」が196件、「その他の説明会に参加したことがある」が224件、であった。

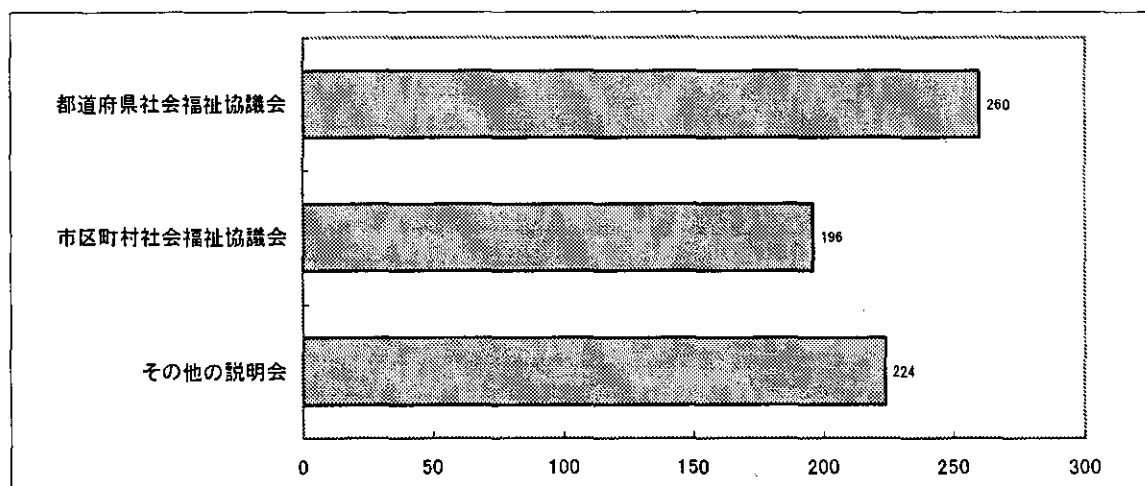


図 3.3.3 地域福祉権利擁護事業の説明会に対する参加

また、その他の説明会の主催者は、以下のとおりである。

表 3.3..2 その他の説明会的主催者

その他説明会的主催者	N
県	79
市町村	22
社会福祉士会	9
不明	5
在宅介護支援センター(基幹型含む)	5
民生委員協議会	5
保健所	4
介護支援専門員協議会	4
介護支援専門員研修会	3
介護支援専門員連絡協議会	3
ケアマネージャー連絡協議会	3
町	3
福祉自治体ユニット	2
民生委員会	2
民生委員研修会	2
広域連合	1
社会福祉協議会	1
介護保険事業者連絡協議会	1
管内保健婦業務研究会 民間団体の研修会	1
基幹型支援センター	1
基幹的社協	1
居宅介護支援担当者連絡協議会	1
居宅支援事業者協議会	1
郡民生児童委員協議会	1
権利擁護事業・任意後見制度推進連絡会	1
公証役場	1
広域行政組合	1
高齢者サービス調整チーム	1
市町村アカデミー	1
振興局	1
成年後見制度説明会	1
地域振興局	1
都道府県の介護保険会議	1
当課が主催する地域ケア会議	1
特定非営利活動法人NALC	1
特別区研修所高齢者福祉	1
日本生命財団	1
日本弁護士連合会	1
地方裁判所	1
法務局	1
町村会	1
弁護士会	1
民生委員の定例会	1
民生委員協議会研修会	1
民生児童委員連盟	1
老人福祉センター協議会	1

#### 第4節 住民に対する地域福祉権利擁護事業の情報提供の実態

##### 1) 住民に対する地域福祉権利擁護事業の情報提供

「情報提供が行われていて、周知徹底されている」が61件、「情報提供は行われているが、周知徹底はされていない」が999件、「情報提供は行われていない」が275件、「情報提供が行われているかどうか分からない」が365件であった。

これは、地域福祉権利擁護事業は、社会福祉協議会の仕事であり、介護保険担当課の管轄ではないという認識が大勢を占めているためである。 N=1,700

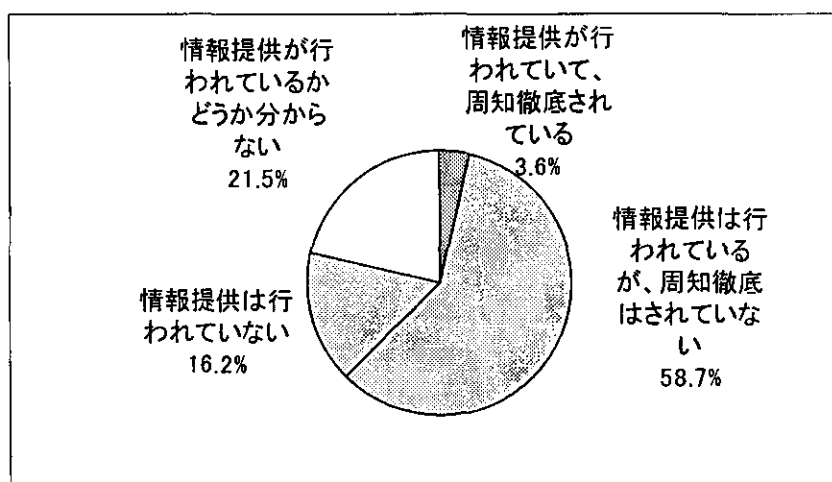


図 3.4.1 地域福祉権利擁護事業の情報提供

##### 2) 介護保険制度の円滑な実施と地域福祉権利擁護事業との関係

介護保険制度の円滑な実施のために、地域福祉権利擁護事業は役に立っているかに関しては、「はい」と回答した自治体が290件(16.9%)、「いいえ」が304件(17.7%)、「分からない」が1124件(65.4%)で現在、まだ、この事業が機能していない実態を示している。

N=1,718

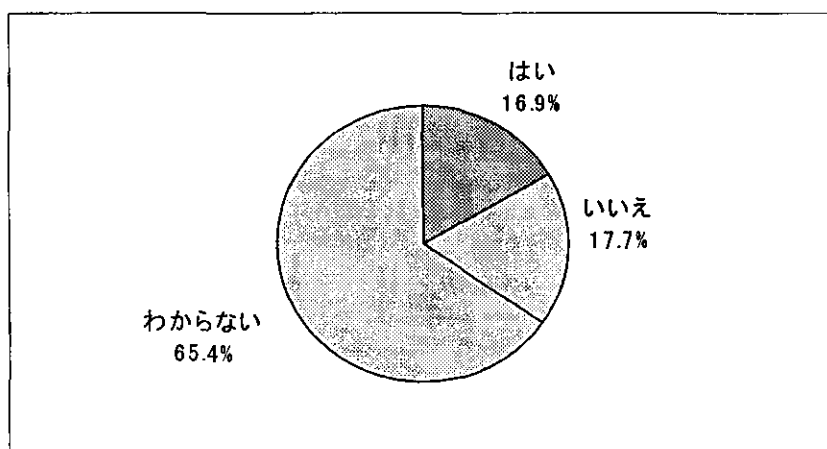


図 3.4.2 地域福祉権利擁護事業は役に立っているか

## 第5節 地域福祉権利擁護事業の活用

### 1) 事業の活用についての相談

地域福祉権利擁護事業の活用について誰かに相談したことはあるかに関しては、「はい」が391件(22.8%)、「いいえ」が1325件(77.2%)であった。これは、介護保険担当課が高齢者の権利擁護について具体的な相談窓口としては、機能していない状況が推察される。

N=1,716

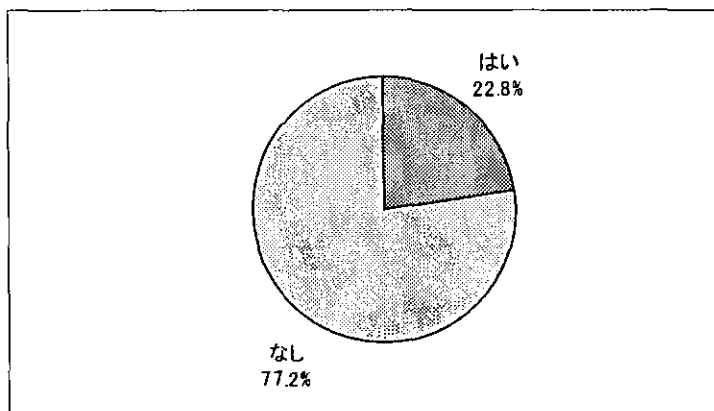


図 3.5.1 地域福祉権利擁護事業の活用についての相談の有無

### 2) 事業の活用のための相談先

地域福祉権利擁護事業の活用についての相談先は、「都道府県内の基幹的社会福祉協議会」が184件で最も多く、次いで、「市区町村社会福祉協議会(地域福祉権利擁護事業は行っていない)」が188件である。このことは、この事業が社会福祉協議会が行なう事業であるとの認識があることを示している。

この他にも「市区役所、町役場、村役場の他の課」が31件、「都道府県社会福祉協議会」が36件、「その他」が33件と示され、権利擁護に関する相談先は、主に当該市町村内であることがわかる。

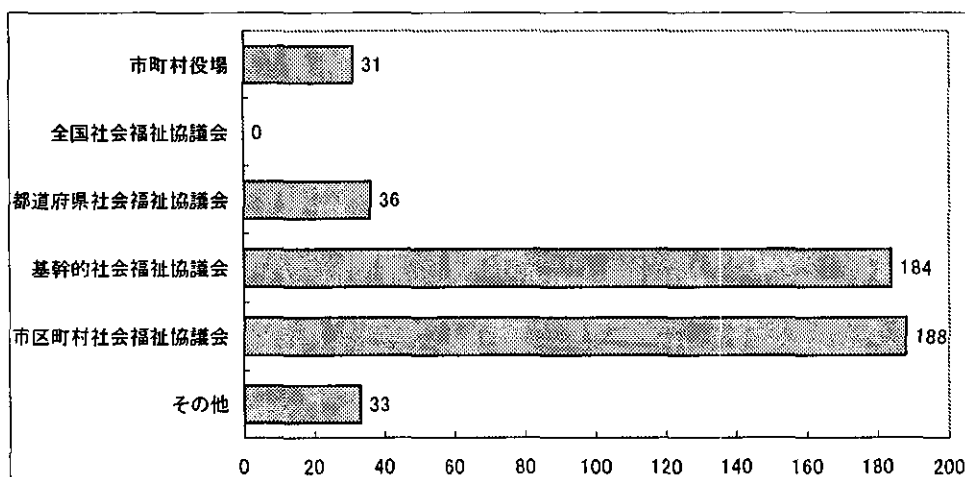


図 3.5.2 地域福祉権利擁護事業の活用(相談先)



### 3) 基幹的社会福祉協議会との連携

調査対象の市区町村の中で、介護保険課と連携をとっている基幹的社会福祉協議会は存在するかどうかについては、「はい」が1,111件と6割以上を示したが、「いいえ」も583件と、ほぼ4割が連携がなされていないことが明らかになった。

N=1,694

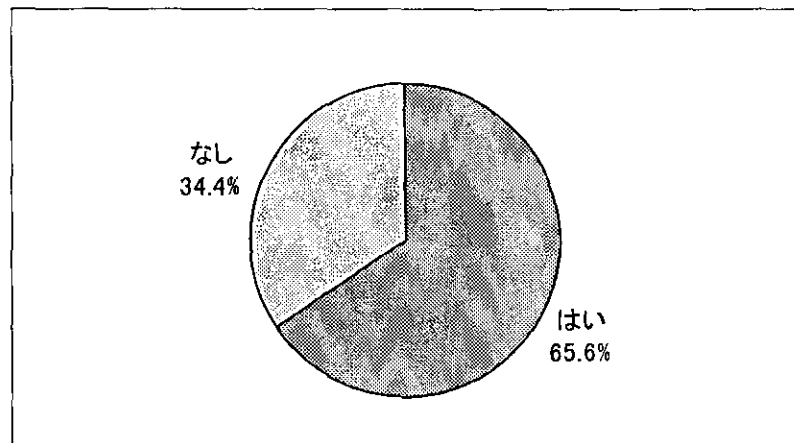


図 3.5.3 基幹的社会福祉協議会との連携

### 4) 介護保険担当課の地域福祉権利擁護事業の担当者の有無について

各市区町村の介護保険担当課の中で地域福祉権利擁護事業の担当者は存在するかどうかについて、「はい」が296件、「いいえ」が1,382件で、8割以上の介護保険担当課で地域福祉権利擁護事業の取り組みはなされていない。

N=1,678

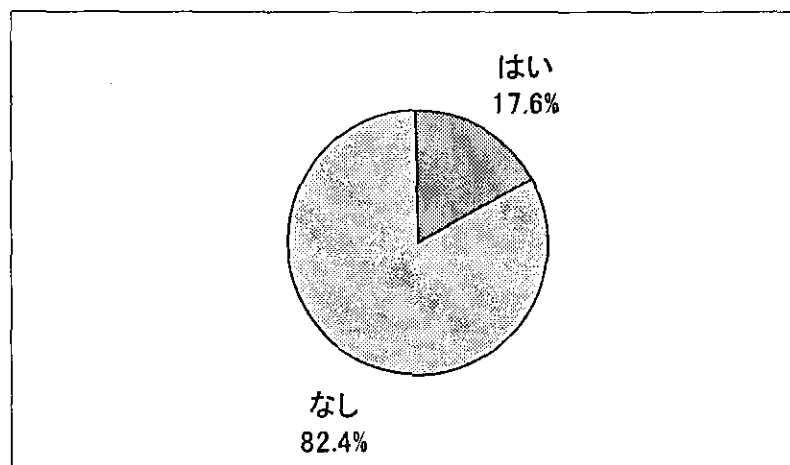


図 3.5.4 介護保険課に地域福祉権利擁護事業の担当者がいるか

5) 介護保険担当課における相談業務の実績について

平成13年4月1日から平成13年9月30日間に於いて、対象となった介護保険担当課が受けた相談件数は全部で245,446件であった。またその中で、権利擁護に関連があった相談件数は全部で1,056件であった。

以上の結果は、介護保険担当課は多くの相談を受けているが、このうち権利擁護に関する相談と認識されているものは、全体の0.4%で、非常に少ない。(表3.5.1参照)

表3.5.1 権利擁護に関連があった相談で、他課の協力を依頼した(解決を依頼した)件数

	相談を受けた市町村数	相談(権利擁護)を受けた市町村数	相談件数合計	相談件数(権利擁護)合計	[市町村あたり]			
					相談件数最大値	相談件数(権利擁護)最大値	相談件数平均値	相談件数(権利擁護)平均値
北海道	88	79	10267	20	1282	3	116.7	0.3
青森県	33	26	380	6	120	2	11.5	0.2
岩手県	33	33	2598	7	1260	2	78.7	0.2
宮城県	27	19	926	10	511	5	34.3	0.5
秋田県	31	25	1936	2	500	2	62.5	0.1
山形県	15	18	804	15	600	5	53.6	0.8
福島県	35	29	15069	7	13000	3	430.5	0.2
茨城県	34	29	2214	4	680	3	65.1	0.1
栃木県	30	27	1016	7	364	1	33.9	0.3
群馬県	37	30	233	4	108	2	6.3	0.1
埼玉県	41	41	5493	28	1700	4	134.0	0.7
千葉県	45	39	10832	27	4613	10	240.7	0.7
東京都	33	30	55790	150	26777	44	1690.6	5.0
神奈川県	17	13	10658	7	8172	2	626.9	0.5
新潟県	53	50	3157	28	960	10	59.6	0.6
富山県	15	14	1977	7	931	3	131.8	0.5
石川県	17	16	1166	8	600	3	68.6	0.5
福井県	13	14	1977	6	1119	3	152.1	0.4
山梨県	18	18	267	5	209	2	14.8	0.3
長野県	58	48	6671	30	1300	7	115.0	0.6
岐阜県	47	44	1031	10	371	3	21.9	0.2
静岡県	37	30	3460	17	1433	5	93.5	0.6
愛知県	40	42	8208	18	4287	9	205.2	0.4
三重県	21	21	1764	8	1200	4	84.0	0.4
滋賀県	21	18	957	11	300	3	45.6	0.6
京都府	15	21	2283	14	906	3	152.2	0.7
大阪府	22	24	6615	65	2737	27	300.7	2.7
兵庫県	35	41	5667	10	1865	2	161.9	0.2
奈良県	10	10	2064	9	1800	8	206.4	0.9
和歌山県	12	13	278	0	139	0	23.2	0.0
鳥取県	12	12	37	1	15	1	3.1	0.1
島根県	21	20	2364	19	550	7	112.6	1.0
岡山県	32	30	3823	10	2245	3	119.5	0.3
広島県	24	25	8659	11	3859	3	360.8	0.4
山口県	28	26	3973	9	1152	4	141.9	0.3
徳島県	15	10	1564	0	1442	0	104.3	0.0
香川県	22	17	791	2	360	1	36.0	0.1
愛媛県	36	27	1414	5	480	2	39.3	0.2
高知県	12	13	543	5	292	2	45.3	0.4
福岡県	39	46	41154	393	8540	123	1055.2	8.5
佐賀県	20	19	376	8	100	2	18.8	0.4
長崎県	46	36	2903	18	1250	6	63.1	0.5
熊本県	29	24	805	6	246	3	27.8	0.3
大分県	28	24	167	3	52	2	6.0	0.1
宮崎県	15	18	611	3	360	2	40.7	0.2
鹿児島県	31	24	10242	20	8013	12	330.4	0.8
沖縄県	18	16	262	3	120	1	14.6	0.2
全国合計	1361	1249	245446	1056	26777	123	180.3	0.8

6) 権利擁護に関連があった相談で介護保険担当課が他課に協力を依頼した際の課名及び解決した相談件数は以下の表に示すところであった。(85自治体)

表 3-5-2 相談先、協力を依頼された課名及びその件数

NO	介護保険担当課が協力を依頼した相談課と(権利擁護に関係がある相談の解決を依頼した)相談件数						
	合計	担当課名1	(件)	担当課名2	(件)	担当課名3	(件)
1	1	市民課	(1)				
2	2	広報広聴課(無料弁護士相談)	(2)				
3	3	福祉係	(3)				
4	2	住民生活課	(2)				
5	1	保健福祉課福祉係(生活保護)	(1)				
6	1	建設課,税務課	(1)				
7	1	福祉課	(1)				
8	2	市社会福祉協議会	(2)				
9	1	福祉事務所	(1)				
10	1	町民年金課	(1)				
11	2	税務課	(2)				
12	1	生活保護課	(1)				
13	1	福祉課	(1)				
14	1	所内 生活援護係	(1)				
15	1	社会福祉課	(1)				
16	1	高齢福祉課	(1)				
17	1	市社会福祉協議会	(1)				
18	2	福祉課	(2)				
19	1	地域振興課(消費生活担当)	(1)				
20	2	福祉課	(1)	健康増進課	(1)		
21	3	いきいき長寿課	(1)	障害者支援課	(1)	いきいき長寿課・社会福祉課	(1)
22	1	福祉課(福祉係)	(1)				
23	3	福祉課	(1)	健康増進課	(2)		
24	3	市社会福祉協議会	(3)				
25	2	社会福祉協議会	(2)				
26	3	生活福祉課(保護課)	(3)				
27	7	生活福祉課	(3)	障害福祉課	(3)	生活福祉課(生活保護)	(1)
28	4	障害者福祉課	(1)	高齢者福祉課	(2)	保健福祉サービス事務所	(1)
29	1	障害福祉課	(1)				
30	1	社会福祉課	(1)				
31	1	福祉課	(1)				
32	1	健康福祉課	(1)				
33	1	高齢障害福祉係	(1)				
34	10	町民福祉課生活保護係	(7)	在宅介護支援センター(基幹型)	(3)		
35	1	当課のみ	(1)				
36	1	町社会福祉協議会	(1)				
37	3	町社会福祉協議会(基幹型)	(3)				
38	1	住民福祉課	(1)				
39	1	福祉課	(1)				
40	1	総務課	(1)				

41	2	保健福祉課福祉係	(2)			
42	1	福祉係(生活保護担当)	(1)			
43	3	生活保護係	(1)	障害福祉係	(2)	
44	2	不明	(2)			
45	1	福祉係	(1)			
46	2	社会課(生活保護事務)	(2)			
47	2	社会福祉協議会	(2)			
48	1	住民福祉課	(1)			
49	2	課内で対応	(2)			
50	1	県消費生活センター	(1)			
51	2	当課にて対応	(2)			
52	1	ガンパロウ課	(1)			
53	2	生活援護課	(1)	保健センター	(1)	
54	1	社会福祉課(生活保護担当課)	(1)			
55	4	高令福祉課	(3)	生活福祉課	(1)	
56	1	生活福祉課	(1)			
57	5	生活保護課	(2)	健康増進課	(3)	
58	2	保健所	(2)			
59	8	生活福祉課(生活保護担当)	(8)			
60	1	福祉課	(1)			
61	2	市社会福祉協議会	(2)			
62	1	生活保護関係	(1)			
63	1	生活保護(金銭管理)	(1)			
64	2	福祉事務所	(2)			
65	2	市福祉事務所	(2)			
66	1	町社会福祉協議会(健康福祉課)	(1)			
67	3	県地域福祉課	(1)	社会福祉協議会	(2)	
68	2	福祉事務所	(1)	健康づくり課	(1)	
69	1	高齢サービス課	(1)			
70	2	健康増進課(保健センター)	(2)			
71	10	地域福祉係	(10)			
72	9	地域づくり担当課	(6)	保護担当課	(3)	
73	17	生活保護課	(5)	生活支援係	(12)	
74	3	基幹的社会福祉協議会	(3)			
75	2	町在宅介護支援センター	(2)			
76	1	企画産業課(消費者対策)	(1)			
77	24	税務課	(24)			
78	1	福祉課	(1)			
79	3	保健衛生課	(3)			
80	3	住民福祉課	(2)			
81	20	福祉課	(20)			
82	1	生活環境課	(1)			
83	5	社会福祉課	(5)			
84	5	保健福祉課	(5)	企画振興課	(1)	
85	1	町民課生活保護係	(1)			
合計	243		(202)		(1)	(3)

7) さらに、他課における対応の経過については、協力を依頼した課名、他課から協力依頼を行った他機関名、その相談件数は以下のとおりであった。(26自治体)

表 3-5-3 他課における対応の経過

NO	協力を依頼した課名		他課から協力を依頼された機関名	依頼件数
1	保健福祉課福祉係	→	支庁社会福祉事務名:出張所	1
2	福祉課	→	支庁	1
3	住民福祉課	→	社会福祉協議会	1
4	高齢福祉課	→	基幹的社会福祉協議会	1
5	厚生課	→	基幹的社会福祉協議会	1
6	福祉課(福祉係)	→	町社会福祉協議会	1
7	いきいき長寿課	→	基幹的社会福祉協議会	1
8	地域振興課(消費生活担当)	→	市社会福祉協議会	1
9	社会福祉協議会	→	不明	2
10	障害福祉課	→	不明	1
11	健康福祉課	→	基幹型在支	1
12	在宅介護支援センター	→	市町村社会福祉協議会	2
13	健康福祉課	→	基幹的社会福祉協議会	1
14	町社会福祉協議会	→	市社会福祉協議会	1
15	総務課	→	県消費者センター	1
16	福祉係	→	福祉係(郡社会福祉協議会)	1
17	市社会福祉協議会	→	不明	1
18	社会福祉協議会	→	不明	2
19	民生委員、ケアマネ、近隣の住民、知人から	→	基幹的社会福祉協議会	8
20	ガンパロウ課	→	消費生活アドバイザー	1
21	生活福祉課	→	市社会福祉協議会	3
22	社会福祉課	→	市区町村社会福祉協議会	2
23	保健福祉センター	→	不明	0
24	市福祉事務所	→	基幹的社会福祉協議会	2
25	総務課	→	県の県民生活課	1
26	企画産業課	→	消費者センター	1

8) 権利擁護に関連があった相談で、他機関の協力を依頼した(解決を依頼した)件数は全部で253件で、協力を依頼した他機関名は以下に示すとおりであった。

表3-5-4 権利擁護に関連があった相談で、協力を依頼した他機関名と解決した相談件数

協力を依頼した他機関名	解決した相談件数
在宅介護支援センター	51
ケアマネジャー(居宅介護支援専門員)	46
民生委員	40
社会福祉協議会	17
ホームヘルプ事業所	14
市社会福祉協議会	13
町社会福祉協議会	9
サービス事業所	3
医療機関	3
介護老人福祉施設	3
福祉事務所	3
保健所	3
訪問看護ステーション	3
介護老人保健施設	2
居宅介護支援事業所	2
県社会福祉協議会	2
公証人役場	2
保健センター	2
訪問介護事業者	2
養護老人ホーム	2
(社)成年後見センター・リーガルサポート	1
その他事業所	1
医療機関ソーシャルワーカー	1
家庭裁判所	1
企画産業課	1
基幹型支援センター	1
基幹的社会福祉協議会	1
居宅介護支援事業者	1
銀行、信用金庫	1
権利擁護センター	1
県社協権利擁護センター(紹介)	1
司法書士	1
市障害者支援センター	1
児童相談センター	1
社会福祉事務所	1
地方事務所 厚生課	1
消費者センター	1
消費生活支援センター	1
親族	1

精神科病院	1
精神保健福祉相談員	1
他県福祉事務所	1
他市消費生活相談室	1
知的障害者相談員	1
地域協力者	1
地域福祉権利擁護指導員	1
府民健康プラザ	1
法務局(紹介)	1
法律相談(弁護士)	1
訪問看護事業所	1
民間グループホーム	1

「在宅介護支援センター」が 51 件、「ケアマネジャー」が 46 件、「民生委員」が 40 件、「社会福祉協議会」が 17 件というように上位を占める。

以上の結果は、権利擁護に関する相談が、在宅介護支援センター、ケアマネジャー、民生委員、社会福祉協議会という順にその相談の解決を求めて依頼していることが示されている。

## 第4章 収集された「地域福祉権利擁護事業」の事例

### 第1節 事例の分析方法

本調査では、地域福祉権利擁護事業の利用につながったケースに関して、相談までの経過や対応について記述式で回答を依頼した。その結果、回答数は132であった。これらについて集計を行い、相談経路別の傾向について考察を行った。

分析を行なったのは、以下の13項目別の内容である。

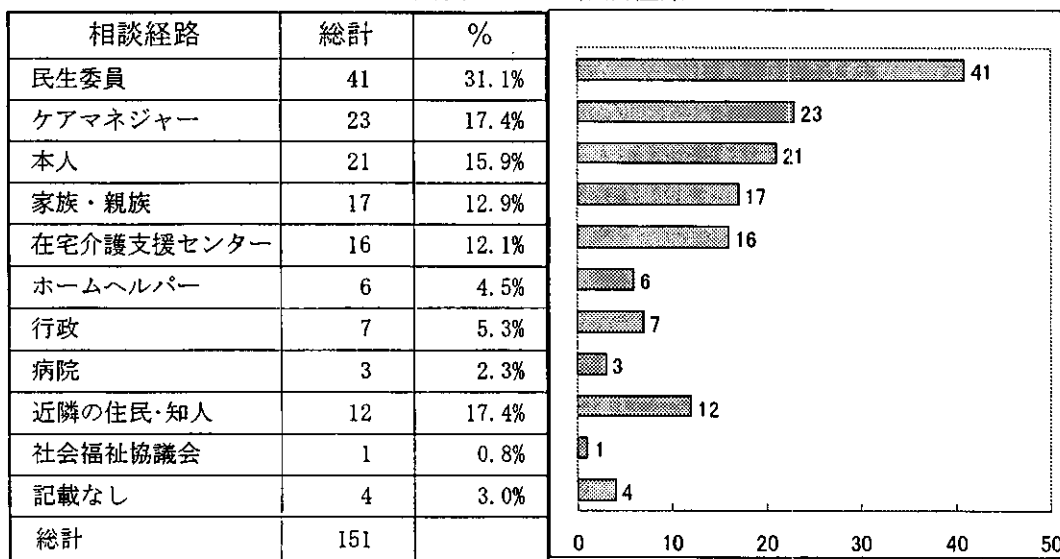
- ① 相談経路
- ② 世帯構成
- ③ 状態
- ④ 年齢
- ⑤ 性別
- ⑥ 要介護度
- ⑦ 生活保護受給世帯の数
- ⑧ 障害者世帯の数
- ⑨ 他者との交流について
- ⑩ 金銭搾取の被害の有無
- ⑪ 悪徳商法、訪問販売の被害の有無
- ⑫ 借金の有無
- ⑬ 相談時の状況による分類

### 第2節 地域福祉権利擁護事業の対象となった事例の特徴

#### 1) 相談経路

地域福祉権利擁護事業の対象が介護保険担当課に紹介された経路で最も多いのは、民生委員で全体の3割を占めていた。次いで、介護支援専門員（ケアマネージャー）で17.4%である。これは、伝統的に、地域での問題に対応してきた民生委員に続き、介護保険制度によって生まれた介護支援専門員が権利擁護システムの中で役割を担うようになったことを示唆している。

図表 4.2.1 相談経路



\*相談経路は、複数があるため、総数が事例132より多い。

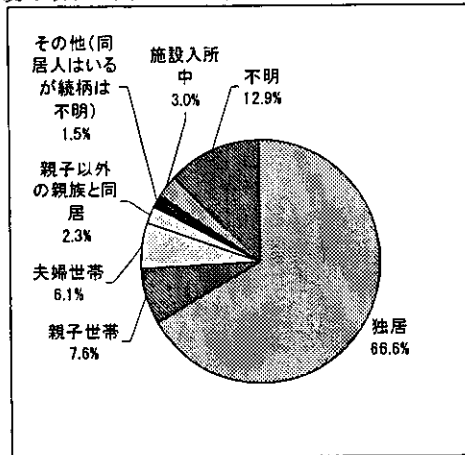


## 2) 世帯構成

事例の世帯で最も多いのは、独居で約7割である。地域福祉権利擁護事業は、判断力が十分でなく、一人暮らしである高齢者を想定した事業であることが示されたといえよう。

図表 4.2.2 地域福祉権利擁護事業を利用した世帯

世帯構成	総計	%
独居	88	66.7%
親子世帯	10	7.6%
夫婦世帯	8	6.1%
親子以外の親族と同居	3	2.3%
その他（同居人はいるが続柄は不明）	2	1.5%
施設入所中	4	3.0%
不明	17	12.9%
総計	132	100.0%

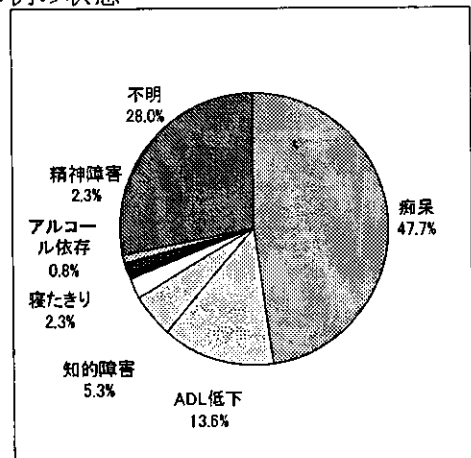


## 3) 状態

最も多いのが、「痴呆症状がある」でほぼ半数がこれに該当した。次いで、多いのが日常生活能力の低下がしめされた13.6%である。

図表 4.2.3 事例の状態

対象者の状態	総計	%
痴呆	63	47.7%
ADL低下	18	13.6%
知的障害	7	5.3%
寝たきり	3	2.3%
精神障害	3	2.3%
アルコール依存	1	0.8%
不明	37	28.0%
総計	132	100.0%

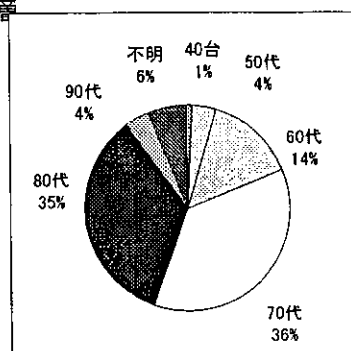


#### 4) 年齢階層

事例の中で最も多い年齢層は、70代で、次いで80代であり、後期高齢者が多いことがわかった。

図表 4.2.4 事例の年齢層

年齢	総計	%
40台	1	0.8%
50代	5	3.8%
60代	19	14.4%
70代	48	36.4%
80代	46	34.8%
90代	5	3.8%
不明	8	6.1%
総計	132	100.0%

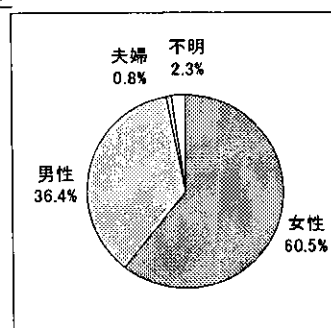


#### 5) 性別など

事例の約6割が女性である。これは、高齢人口の分布によるものと考えられるが、地域福祉権利擁護事業の対象者は、女性のほうが多いと推測される。

図表 4.2.5 事例の性別など

性別	計	%
女性	80	60.6%
男性	48	36.4%
夫婦	1	0.8%
不明	3	2.3%
総計	132	100.0%

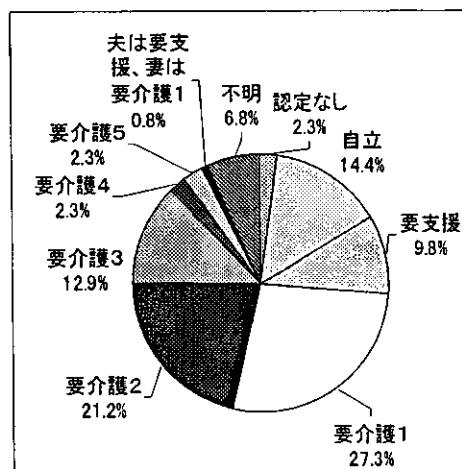


#### 6) 要介護度

事例の要介護度で最も多いのは、要介護1で約3割、次いで要介護度2で約2割である。また自立も14.4%と示され、比較的、要介護度が低い対象が事例となっている。これは、要介護度が4、5と高い高齢者は、日常生活能力の自立度が著しく低下していることが予想され、したがって自分で金銭等を使用する機会が少ない、または管理等を自分で行っておらず、他者が管理しているため相談事例が少ない等の理由が考えられる。

図表 4.2.6 事例の要介護度の分布

要介護度	計	%
認定なし	3	2.3%
自立	19	14.4%
要支援	13	9.8%
要介護1	36	27.3%
要介護2	28	21.2%
要介護3	17	12.9%
要介護4	3	2.3%
要介護5	3	2.3%
夫は要支援、妻は要介護1	1	0.8%
不明	9	6.8%
総計	132	100.0%



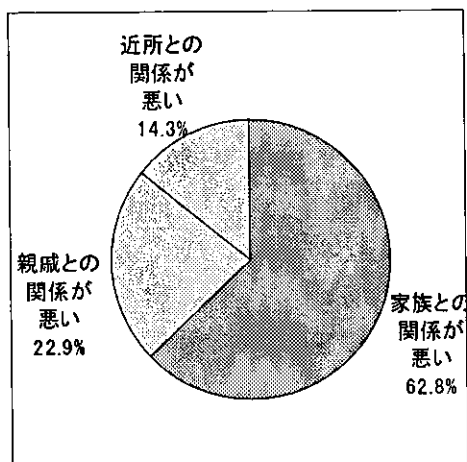
### 第3節 事例となった世帯の社会的支援の状況と権利侵害の実態

#### 1) 社会的支援の状況

本調査によって収集された事例のうち、生活保護受給世帯が14世帯(10.6%)で、いわゆる精神障害者も含めた障害者世帯の数が22世帯(16.7%)を占めていた。これらの他者との交流の状況をみると、家族関係が悪い世帯が22世帯、親戚との関係が悪い世帯が8世帯、近所との関係が悪いが5世帯と示され、社会的な支援が望めない状況が現れている。

図表 4.3.1 他者との交流の状況

他者との関係	計	%
家族との関係が悪い	22	16.7%
親戚との関係が悪い	8	6.1%
近所との関係が悪い	5	3.8%
総計	35	



#### 2) 権利侵害の実態

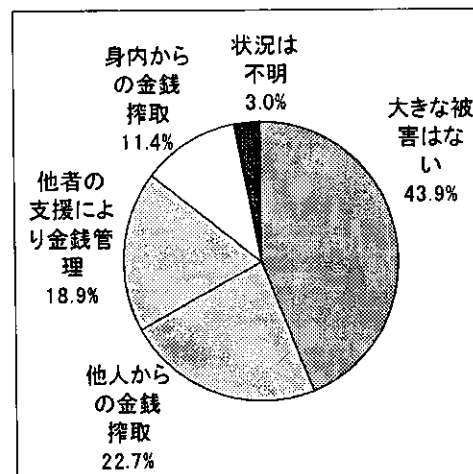
事例に示された権利侵害の実態としては、悪徳商法、訪問販売の被害を受けたケースが18世帯(13.6%)が最も多く、金銭搾取の被害を受けたケースが11世帯(8.3%)、借金があるケースが10世帯(7.6%)となっていた。これらの事例は、すでに権利侵害がなされた問題が生じて相談がなされた事例といえる。

#### 3) 相談時の状況による分類

地域福祉権利擁護事業は、権利侵害が起こらないようにするための予防として利用されることが期待されているが、実際には、相談時にすでに「大きな被害はないが、金銭管理の問題が生じているケース」が最もおおく、43.9%を占めている。また、深刻な例として、すでに「他人からの金銭搾取などの被害にあったケース」が22.7%、「身内からの金銭搾取などの被害にあったケース」が11.4%と示され、3割がすでに問題が生じてしまっていることが明らかになった。

図表 4.3.2 相談時の状況による分類

相談時の状況	計	%
大きな被害はないが、金銭管理の問題が生じているケース	58	43.9
他人からの金銭搾取などの被害にあったケース	30	22.7
現時点では他者の支援により金銭管理が出来ているケース	25	18.9
身内からの金銭搾取などの被害にあったケース	15	11.4
状況は不明(情報が不足している)ケース	4	3.0
総計	132	100



## 第4節 相談経路別の事例の分析

調査で収集された132事例を相談経路別に、以下の5つに分類し、考察を行なった。

- ①民生委員からの相談のケース
- ②ケアマネジャーからの相談のケース
- ③本人からの相談のケース
- ④家族・親族からの相談のケース
- ⑤在宅介護支援センターからの相談のケース
- ⑥その他の相談経路について

### 1) 民生委員からの相談のケース

全事例のうち約3割にあたる41件の事例は、民生委員による相談によるものである。この中には、独居世帯が27世帯(民生委員の相談数の65.8%)、生活保護世帯が5世帯、障害者世帯が3世帯含まれている。これは、民生委員が地域の中で、こういった世帯に対して、継続的に支援を行ってきたことを示すものと推察される。

支援の経過の中で、「地域福祉権利擁護事業」の必要性とその利用の可能性の判断を民生委員が行なったことは重要で権利擁護システムの機能として民生委員の位置付けが必要であると考えられる。

また、民生委員が相談を行った典型的なケースとして「被害はないが、金銭管理に問題が生じた状況を民生委員が発見し、相談につなげたケース」がある。これらのケースには、25ケースが該当した。

以上のことから、地域福祉権利擁護事業の対象となる人を事故発生前に発見し、被害を未然に防ぐためにも、民生委員の役割は重要であることが明らかになった。今回の事例の分析からは、現時点で、すでに、この機能を果たしている民生委員の例は少なくないことが推察された。

### 2) ケアマネジャーからの相談のケース

ケアマネジャーからの相談ケースは23件あった。これらのケースには、介護保険サービスを利用開始時から対象者の状態を継続的に観察していたケアマネジャーが、ある時点で判断能力の低下に気づき相談をしたケースが4件あった。

同様に介護保険サービスを利用していた対象者が、盗られ妄想などでホームヘルパーや近所の人を疑うようになり相談したケースは、5件あった。これらのケースは全て介護保険サービスの利用により、ケアマネジャーが発見している。

ケアマネジャーは、介護保険法第79条の規定において『要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況等に応じ適切な介護サービスを利用できるよう、市町村、